

**あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成26年度第3四半期）**  
**デリバティブ関係（為替系）**

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	23年度(あ)第482号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社の業況等を勘案すれば、本件契約の契約期間は長期に過ぎる。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約の締結に至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社の業況等を勘案すると、本件契約の契約期間が長期に過ぎることは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成23年12月19日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証等が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> </ul>

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮した上で、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮した上で判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	・平成 26 年 12 月 15 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	23 年度(あ)第 618 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、役務の提供に係る費用を外貨で支払っていることから、外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズがあったことは認める。</li> <li>・しかし、当社は、B銀行担当者から本件契約の内容や円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。</li> <li>・当行は、A社の外貨実需額及び財務耐久性の検証が不十分であったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年 2 月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の外貨実需額の把握及び財務耐久性の検証が必ずしも十分とはいえなかったこと等を指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 10 月 2 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	23 年度(あ)第 873 号
申立ての概要	財務耐久力を超えて締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、海外から商品を外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができないことから、当社には一定の為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク及び解約清算金等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 24 年3月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 10 月8日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	24年度(あ)第308号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結したデリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需があることから、当社には為替リスクヘッジニーズが存在していた。</li> <li>・しかし、当社の外貨実需額及び当社と他の金融機関との間で既に締結していたデリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について説明を受けたものの、円高時のリスク等を十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流や輸入仕入額を把握した上で、本件契約の勧誘に至った。</li> <li>・当行は、A社から申告を受けた他行との間での為替デリバティブ取引の取引額を前提とすれば、本件契約のヘッジ比率は適正であると認識している。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資</li> </ul>

	料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成24年10月4日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、あっせんを行うのに適当ではない事実が認められたことから、平成26年11月18日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第7号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れ、国内の会社に円建てで販売している。仕入商材は海外産であるが、仕入価格が仕入先との間で長期固定されており、為替相場変動の影響を受けないことから、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年7月25日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成26年10月7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第18号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、仕入商材のうち、一部海外産の商材を国内の会社から円建てで仕入れていたが、仕入額は極めて少額であって、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について十分な説明を受けておらず、勧められるがまま本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行担当者は、A社からの聴取等により、A社が商社を通じて海外産の商材を仕入れていることを把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社が仕入れている海外産の商材の仕入価格と為替相場との相関性について、客観的な資料による検証を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約の中途解約に応じ、解約清算金等の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年8月21日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、A社とB銀行が本件契約を中途解約の上、B銀行が解約清算金等の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成26年11月29日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第32号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、一部商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで輸入しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年8月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の財務耐久性の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 10 月 23 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第33号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、一部商材を海外から外貨建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社の外貨実需額を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外から商材を外貨建てで輸入しているという商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、ヘッジ比率の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>

あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年8月 25 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のヘッジ比率の検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 10 月 20 日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>
---------------	---

事案番号	26年度(あ)第34号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、国内産及び海外産の商材を国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスクについて、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及び仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、ヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないこと、A社の仕入価格と為替相場との相関性の確認を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年8月 29 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> </ul>

	・平成 26 年 10 月 16 日付けで和解契約書を締結した。
--	----------------------------------

事案番号	26 年度(あ)第 40 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社のヘッジ対象額の把握を専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分ではなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 10 月 17 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、平成 26 年 11 月 6 日付けであっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26 年度(あ)第 41 号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引の解約要求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引を中途解約し、解約清算金等を負担することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが</li> </ul>



	<p>存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結によるヘッジ比率は過大であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月17日及び同年12月11日の両日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その後、A社からあっせん委員会に対して、本件申立てに係る申立取下書が提出されたことから、平成26年12月18日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第47号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、国内産及び海外産の商材を国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売しているが、仕入価格は為替相場変動の影響を受けておらず、当社に為替リスクヘッジニーズは存在していなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が海外産の商材を仕入れているという商流及び仕入額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場との相関性の検証や、ヘッジ対象額の把握において、専らA社からの聴取に依拠し、客観的資料による裏付けを取っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスクについて事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断して</li> </ul>

	いる。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年9月 19 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社の為替リスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成 26 年 11 月7日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第54号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、主に商品を国内の商社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けており、為替リスクヘッジニーズは存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、本件契約の内容について、B銀行担当者から十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流、ヘッジ対象額及びA社が他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を把握し、ヘッジ比率に問題がないことを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年 11 月 7 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第60号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引及び商品デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引及び商品デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材を国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。一部海外産の商材を仕入れていたが、大部分の仕入は国内産の商材であり、国内産の商材の仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社には本件為替デリバティブ契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズはなかった。</li> <li>・当社は、本件商品デリバティブ契約のヘッジ対象とされる商材を仕入れておらず、対象となる商材の価格変動リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及びリスク等について説明を受けたものの、リスク等について十分に理解しないまま、本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社が一部海外産の商材を仕入れており、仕入価格が為替相場変動の影響を受けていること、仕入商材に係る価格変動リスクを販売価格に転嫁できないことを確認した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の仕入価格と為替相場、仕入商材の原材料に係る取引相場との相関性について、客観的資料による検証を行っていないことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及びリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行は、本件契約に係る損害額の一部を負担する用意がある。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→和解契約書の締結】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、B銀行に対して、A社のリスクヘッジニーズの検証が不十分であったことを指摘した。</li> <li>・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損害額の一部を負担するというあっせん案を提示した。</li> <li>・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。</li> <li>・平成26年12月12日付けで和解契約書を締結した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第64号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。当社の商品の仕入価格は、為替相場変動の影響を受けるものの、その影響を販売価格に転嫁することが可能であったため、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社は海外から商品を仕入れており、外貨実需があること、仕入価格は為替相場変動の影響を受け、販売価格への転嫁も困難であることを確認し、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月10日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第69号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断し</li> </ul>

	ている。
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その後、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成26年10月24日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第70号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成26年10月24日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第71号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん 手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成26年10月24日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>26年度(あ)第72号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社) の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行 (B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認</li> </ul>

	資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。
あっせん 手続の結果	<b>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</b> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成 26 年 10 月 24 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	26 年度(あ)第 73 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性を検証し、問題がないと判断した。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<b>【申立受理→事情聴取前に申立取下げ】</b> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理した後、事情聴取実施前に、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成 26 年 10 月 24 日付けであっせん手続を終了した。

事案番号	26 年度(あ)第 74 号
申立ての概要	ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人

<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商品を海外から外貨建てで輸入し、国内において円建てで販売している。外貨実需はあるものの、為替相場変動の影響を販売価格に転嫁することができるため、本件契約を締結するほどの為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
<p>あっせん手続の結果</p>	<p><b>【申立受理→事情聴取後に申立取下げ】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年10月20日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・その後、A社からあっせん委員会に対して、A社の現在の事業状況等を理由とする申立取下書が提出されたことから、平成26年10月24日付けであっせん手続を終了した。</li> </ul>

<p>事案番号</p>	<p>26年度(あ)第93号</p>
<p>申立ての概要</p>	<p>ヘッジニーズがないにもかかわらず締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求</p>
<p>申立人の属性</p>	<p>法人</p>
<p>申立人(A社)の申出内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、一部の商品を海外の会社から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。仕入価格は為替相場変動の影響を受けないことから、当社に為替リスクヘッジニーズは存在しなかった。</li> <li>・本件契約による為替差損が当社の事業に相当な負担を課している。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から融資実行の条件として本件契約を提案されたため、やむを得ず本件契約を締結するに至った。</li> </ul>
<p>相手方銀行(B銀行)の見解</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及びヘッジ対象額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社の財務耐久性の検証が必ずしも十分でなかったことは認める。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> <li>・当行が、融資実行の条件として本件契約を勧誘した事実はない。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年12月9日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

事案番号	26年度(あ)第117号
申立ての概要	過大なヘッジ比率で締結させられた為替デリバティブ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社) の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・B銀行との間で締結した為替デリバティブ取引に係る損害を賠償することを求める。</li> <li>・当社は、商材を海外から外貨建てで又は国内から円建てで仕入れ、国内において円建てで販売している。外貨実需があり、一定の為替リスクヘッジニーズが存在していたが、当社の外貨実需額及び当社が既に他の金融機関との間で締結していた為替デリバティブ取引を勘案すれば、本件契約締結に伴うヘッジ比率は過大であった。</li> <li>・当社は、B銀行担当者から、本件契約の内容及び円高時のリスク等について、十分な説明を受けていない。</li> </ul>
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当行は、A社からの聴取等により、A社の商流及び外貨実需額を把握した上で、本件契約を勧誘するに至った。</li> <li>・当行は、A社に対し、本件契約の内容及び円高時のリスク等について事前確認資料を用いて十分な説明を行っており、説明方法に問題はなかったものと判断している。</li> </ul>
あっせん 手続の結果	<p><b>【申立受理→あっせん打ち切り】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成26年12月22日、A社とB銀行から事情聴取を行った。</li> <li>・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。</li> </ul>

以上